

監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項及び志摩市監査基準第 3 条第 3 項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別添のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

財政援助団体等監査結果に基づく措置状況調査表

監査の対象	出資団体	阿津里浜リゾート株式会社	
	所管部局	観光課	
監査区分 1～4	2 【注意事項】	措置区分 ①～④	① 【措置済み】
内 容		措置内容の概要等	
金銭の管理については、適法に処理されていると思われるものの、備品管理については、税法上の30万円超の備品にしか固定資産台帳が存在していない。当該会社は事業会社であるものの、出資は全て志摩市であるので、備品の管理は志摩市と同じ基準を満たすよう、適切な処置を講じられたい。 また、事業規模が数千万円となる事業でありながら機関設計として監査役の選任がされていない現状を改善するよう、年度毎に指摘してきたが、今般の決算にも間に合わなかった。近い将来に監査役選任がなされとの報告を受けているが、次回の決算までには監査役が選任されることを強く要望する。 そして、今後の新たな経営についての検討が進んでいるとも報告を受けているので、阿津里浜リゾート株式会社自体の在り方を含めて慎重に協議して進めていただきたい。		阿津里浜リゾート開発株式会社は、令和5年3月17日、新たに5者からの出資を受け、翌18日付けで「志摩まちづくり株式会社」に商号変更を行いました。 新会社となり、取締役他監査役を設置すること等、経営体制を確立しました。 備品台帳の管理については、新会社の基準で整備をしていく予定です。	

(監査区分)

- 1) 指摘事項：①法令違反
 - ②予算の目的に反していると認められるもの
 - ③不経済な行為が生じていると認められるもの
 - ④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項：「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項：一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見：組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み：すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中：引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中：現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置：措置がまったくされていないもの